

改正	昭和56年12月9日杉厚福発第692号	昭和59年3月26日杉厚福発第1062号
	昭和61年4月14日杉厚障発第32号	平成2年4月23日杉厚障発第40号
	平成7年8月28日杉厚障発第510号	平成11年2月22日杉厚障発第1076号
	平成12年2月21日杉厚障発第1040号	平成13年3月2日杉厚障発第973号
	平成14年3月22日杉保障発第1102号	平成15年5月28日杉保障発第202号
	平成19年5月25日杉並第16773号	平成26年4月1日杉並第2135号
	令和3年3月16日杉並第65390号	令和5年3月3日杉並第63420号
	令和7年3月24日杉並第72692号	

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者団体（以下、「団体」という。）に対し、団体の活動に要する経費を助成し、もって心身障害者の積極的な社会活動への参加の促進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、心身障害者とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者及びこれらに準ずる者であつて、区長が特に認めた者をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、別に定める杉並区心身障害者助成団体基準に適合する団体とする。

(助成内容)

第4条 助成の内容は、団体の活動に要する次の経費とする。

- (1) 運営事務経費
- (2) 宿泊訓練等の交通経費
- (3) レクリエーション活動経費
- (4) 研究会活動等の経費

2 前項に定めるもののほか、団体の設立及び活動に要する次の経費について助成する。

- (1) 設立経費

発会式その他の団体設立に伴う経費で、区長が必要と認めるもの

- (2) 特別行事経費

スポーツ、レクリエーション等を通じて、障害者福祉の増進、区民との交流に寄与する特別な行事に要する経費で、区長が必要と認めるもの

(助成金の交付)

第5条 助成金の交付額は、予算に定める額の範囲内とする。

(審査会)

第6条 団体に対する助成について必要な事項を審査するため、心身障害者団体助成審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 団体の資格に関する事。
- (2) 団体の運営に関する事。
- (3) 助成金の交付額に関する事。
- (4) その他助成について必要な事項

3 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長 保健福祉部長
- (2) 委員 保健福祉部管理課長
保健福祉部障害者施策課長
保健福祉部障害者施設支援課長

4 会長は、審査会を代表し、会務を総括する。

5 審査会は、会長が招集する。

- 6 会長に事故がある場合、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 8 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(助成金の交付申請)

第7条 団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 運営事務経費助成
 - ア 年間事業計画書
 - イ 会則
 - ウ 会員名簿
 - エ 予算書
 - オ 前年度の決算書
- (2) 宿泊訓練等交通経費助成
 - ア 事業計画書
 - イ 予算書
 - ウ 見積書
- (3) レクリエーション活動経費助成
 - ア 事業計画書
 - イ 予算書
- (4) 研究会等活動経費助成
 - ア 事業計画書
 - イ 予算書
- (5) 設立経費助成
 - ア 予算書
- (6) 特別行事経費助成
 - ア 事業計画書
 - イ 予算書

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、審査会の意見を徴し、助成の可否及び助成金の交付額を決定するものとする。

- 2 区長は前項の場合において、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成しないことを決定したときは通知書（第3号様式）により、速やかに団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定に基づき助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、助成金交付請求書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

(実績の報告)

第10条 交付決定団体は、運営事務経費の助成については当該年度の終了した日から、その他の助成については当該事業の終了した日から20日以内に、事業の実施状況及びその成果を実績報告書（第5号様式）により区長に報告するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、交付決定団体は、区長から助成事業に関する実施状況の報告を求められたときは、速やかに、これに応じるものとする

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、交付決定団体が偽りその他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき、この要綱の規定に違反したとき、又は助成金に余剰が生じたときは、助成金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を変更又は取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定団体に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 区長は、第11条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、助成金の返還を命じたときは、交付決定団体に対してその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、交付決定団体に対し、助成金の返還を命じた場合において、交付決定団体がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

(違約加算金の計算)

第14条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定団体の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 第13条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(団体活動の中止又は団体の解散)

第16条 団体は、団体の活動を中止し、又は団体を解散しようとするときは、次の事項を書面により区長に報告するものとする。

(1) 団体の活動を中止しようとするとき。

ア 中止する期間

イ 中止する理由

(2) 団体を解散しようとするとき。

ア 解散する年月日

イ 解散する理由

ウ 財産の処分方法

(助成金の経理)

第17条 団体は、助成金に係る収入及び支出を、常に明確にしておくものとする。

(委任)

第18条 この要綱の実施について、必要な事項は別に定める。

(補則)

第19条 この助成金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月16日杉並第65390号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日杉並第63420号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日杉並第72692号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 略